

岐阜県漁場管理委員会公聴会（岐阜会場） 議事録

1. 開催日時

令和5年4月20日（木） 10:00～10:30

2. 開催場所

岐阜県庁17階 1704会議室

3. 出席者

出席委員 8名

4. 公述人

2名（1名は所要により欠席）

5. 議事の経過、

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	<p>公聴会は、岐阜県知事から漁場計画の樹立について岐阜県漁場管理委員会に諮問があり、漁業法第64条第5項の規定により利害関係者の意見を聴かせていただくために開催し、知事への答申の参考とさせていただくもの。</p> <p>本日の公聴会は、令和6年1月1日の漁業権免許切替に向けて、第1種共同漁業権が2つ、第5種共同漁業権が48、区画漁業権が1つの漁場計画案について、関係者から意見を聴くもの。</p> <p>公述および質疑の概要については県HPにて、個人情報保護法に基づき個人が特定されることのないように公表。</p>
会長	<p>出席委員の紹介。</p> <p>本日の公聴会は令和6年1月1日の漁業権免許切替の漁場計画案について、漁業法第64条第5項の規定により岐阜県知事から岐阜県内水面漁場管理委員会に諮問があったので関係者から意見を聴くもの。</p> <p>公述していただく前に事務局から漁場計画案の概要について説明。</p>
事 務 局	<p>漁場計画案の概要を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業時期は1月1日から12月31日まで ・ 制限又は条件は第一種および第五種共同漁業については、河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないことと ・ 第二種区画漁業内区24第1号については、魚止め施設の常時完備、河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。 ・ 存続期間は第五種共同漁業は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間。第二種区画漁業については、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間。 ・ 申請期間は、令和5年11月1日から令和5年11月30日までの30日間。 ・ 免許予定日は令和6年1月1日。 <p>内共第1号及び2号は第一種共同漁業で、しじみ漁業が対象であり、漁場の場所は揖斐川。内共第3号から50号までは第五種共同漁業であり、あゆ、あまご、いわな、にじます、うなぎ、なまず、ふな、おいかわ、うぐい等の魚類が対象。内共第3号から11号が揖斐川水系、内共第12号から22号が長良川水系、内共23号から内共33号が木曾川水系、内共34号が土岐川水系、内共35号及び36号が矢作川水系、</p>

	内共37号から46号が日本海側の富山県に流れ込む、宮川水系、庄川水系、内共第47号が日本海側の福井県に流れ込む九頭竜川水系。内共第48号から第50号は愛知県又は富山県との県境漁場となっており、令和6年から免許は当県が免許する。第二種区画漁業として、こい養殖業、ふな養殖業を対象とし、1つ設定。
公述人C	
公述人C	令和4年度の第4回漁場管理委員会でニジマスの漁業権魚種への追加についての議論があったことを知った。ニジマスが外来種であり産業管理外来種に指定されていることは承知している。一方で、ニジマスは禁漁期がなく周年利用が可能なことや、種苗費が安価であることから持続的な漁協経営のために必要な魚種であると考えている。さらに、アマゴやヤマメ、イワナと比較して非常に釣れやすく、女性や子供等の初心者の拡大に大きく寄与でき、例えば、市内の釣り堀ではニジマスの釣り体験が行われており、大変好評であると聞いている。また、平成30年末ま市内では、区画漁業権の免許された漁場においてニジマスが利用されてきた。その、周辺では時折、散逸したニジマスが漁獲されたことがあるものの、生態系に大きく影響したことはない。さらに、市内では数十年ほど前からニジマス養殖を行っている業者が存在しているが、その周辺でも散逸した一部でニジマスが漁獲されたことがあるものの、定着するには至っていない。以上のことからニジマスの漁業権魚種への追加について検討いただきたい。
委員	ニジマスの放流は貴漁協管内全域での放流を考えているのか。
公述人C	漁協管内全域でどンドン放流することはしないものの、市内各地に小中学校があり、そこでの釣り教室での利用を検討しているため、その近隣の支流で放流を考えている。
委員	ニジマスのアユへの食害はあるか。
公述人C	ニジマスによるアユの食害は少なからずあると考えている。これまで釣り教室でのアマゴの放流は1クラスあたり10kg程度であり、ニジマスも同程度の量を考えている。また、放流時には網で囲っており、残ったニジマスはできる限り回収するように考えている。このような対策をすることで河川へニジマスの残留を減らし、アユ等への食害は大きくならないと考えている。
委員	ニジマスはどこまで行っても外来種であり、子供の教育には不向きではないか。今年度からアカミミガメやザリガニも特定外来生物に指定される。これらはすでに定着しており、いざ除去をしようとしても大きな労力が必要となる。将来、今の子供たちがニジマスの駆除が必要となった場合、どれだけの労力が必要かということも、我々は考える必要があ

	<p>るのではないか。ニジマスが再生産しないといても、イワナやヤマメの生息環境では同じえさを食べて競合している。漁協の経営が厳しいことは理解できるが、子供達は何も知らず、外来種を使って偽の体験をさせることにどれほどの意味があるのか。漁業者の選択はある程度やむを得ないと思うが、将来に向けて、本当にそれでいいのかということはよくよく考えていただきたい。</p>
委員	<p>教育目的でニジマスを放流することはまずいのではないかという意見に同意。生態系へ大きな影響がないのではないかという予測、過去の外来種の例を鑑みると、初めから悪影響を懸念したわけではなく、結果的にやはり大きな影響が出てしまったことが多いのでやはり慎重さは必要ではないか。岐阜県は標高が高く、冷水域の漁場が広がっており、自然繁殖のリスクを懸念している。</p> <p>一方でニジマスが漁協の中で大きなウエイトを占めていることも承知している。放流にあたっては、管理・制御できる管理釣り場のような区域での放流に制限して、自由水面への放流は避けたほうがいいのではないか。今後、漁協の活動は、釣りだけでなく河川の環境を守っているんだということを打ち出していかないと、行政支援等を受けられなくなるのではないか。その場合、外来種を利用するにしても配慮しているというスタンスを示していくということが非常に重要。</p>
委員	<p>適切な管理をすることは、将来の釣り人を確保するためにも必要。管理規定を定めて、許可した方がいいのではないか。</p>
公述人 D	
公述人 D	<p>*公述人 D が所要により欠席のため公述の概要を事務局が代読</p> <p>私の漁協では、ウナギが漁業権魚種になっているが、近年、その漁獲量が激減している。また、下りうなぎを漁場管理委員会の委員会指示で禁漁となっているものの、遡上してくるシラスウナギについてはその漁獲規制が弱いのではないか。あるいは、シラスウナギの遡上がない漁場では、放流したウナギのみが漁獲可能な資源であることから、ダム上流などの遡上がない漁場では下りうなぎの禁漁をやめることを検討していただけないか。長野県や山梨県のようなシラスウナギの採捕がない県では下りうなぎの規制がないと聞いている。</p> <p>私の漁協では、岐阜県内で唯一専業として漁業を生業としている組合員が所属している。今後、10年間で彼らの多くが高齢のため廃業することが予測される。また、組合員の減少も著しく、漁協経営が立ち行かなくなることも想定される。このような状況で、持続的な組合経営や漁業の発展に</p>

	<p>ついでの支援が必要ではないか。組合員の減少の一つの要因としては、魚価の低迷があげられる。約 40 年前の昭和 56 年の岐阜市場の 8 月の天然アユの平均単価は 3461 円/kg であったが、令和 4 年でもほぼ変わらず 3,782 円/kg であった。水産物だけではなく、その他の物価や給与も低迷していることは承知しているが、魚価の低迷に対する振興策も併せて検討いただくことが、新たな担い手の確保にもつながると考えており、検討いただきたい。</p> <p>漁業法の改正に伴い、新たに漁業法の第 90 条に「資源管理の状況等の報告」が漁業権者に義務付けられた。漁業権者としては、どの程度の組合員がその程度漁獲しているかを把握することの必要性は理解できるものの、実態として漁協がすべての組合員に対して漁獲量の報告を求めるためには漁協の通信料の負担が非常に大きいと考えている。また、多くの組合員が自家消費のために漁獲していることから、個々の組合員負担が拡大するとともに、それらを取りまとめる事務局の負担も甚大である。これらのことも踏まえ、漁協や漁業者に対する支援策を検討していただきたい。</p>
閉 会	
事 務 局	会長が挨拶し、閉会を宣言。